

平成30年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 社会福祉課
 担当名: 援護恩給担当
 内線: 3277

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B60	特定中国残留邦人等生活支援給付金		一般会計	民生費	社会福祉費	遺家族等援護費	中国帰国者しあわせ支援事業費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		宣言項目 分野施策	061454 多様な主体による地域社会づくり			
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>※特定中国残留邦人等とは 明治44年4月2日～昭和21年12月31日の間に生まれ、かつ昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した中国残留邦人等をいう。</p> <p>生活支援給付未執行分(4月～12月)の減額 扶助費 △5,383円</p>			<p>(1) 事業内容 高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>(2) 事業計画 ア 支援対象人数、期間(当初) 7世帯12人 → (補正後) 5世帯8人(4月～12月) 7世帯12人(1月～3月)</p> <p>(当初予算) 25,092千円 → (補正後) 19,709千円(△5,383千円)</p> <p>イ 当初見込みと同じ ウ 当初見込みと同じ</p> <p>(3) 補正予算の概要 ア 町村の特定中国残留邦人等に対する生活支援について、新規認定を考慮して当初7世帯12人への支援を見込んでいたが、実際には5世帯8人とどまっているため、4月から12月までの所要額を減額する。</p>						
2 事業主体及び負担区分			右(2)事業計画のうち ア(ア) (国3/4・県1/4)、(イ) 国10/10 イ 国3/4(県1/4) 市0 ウ (県10/10)						
3 地方財政措置の状況									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			人件費: 本庁 9,500千円×0.1人=950千円 地域 9,500千円×0.1人=950千円						
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
決定額	△5,383	国庫支出金	△4,134					△1,249	23,385
現計額	28,768		18,948					9,820	